



安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、5番萩原幹雄委員・12番田中正明委員の両君を指名します。  
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和8年2月25日開催の第2回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係15件につきましては、令和8年3月16日付で許可書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第12回常設審議委員会が3月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席をされました。

終了後に令和7年度第3回理事会が同所で開催され、丸山会長が出席をされました。

令和7年度市町村農業委員会会長・事務局長等会議が3月23日に開催され、丸山会長が出席されました。

また、令和8年第1回安中市議会定例会が2月25日から3月19日までの間開催されました。報告が2件、承認が1件、議案が35件提出され、議案の全てが採択をされました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書（保留分）令和8年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（保留分）の申請は、議案書1ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。この案件は、前回一回出された再審ですけれども、あの時点で1,000平米を超えたようなもの全体を住宅用地とするのかと私も聞いたと思うのですけれども、そうしたら今度はこういう形で1筆だけやってください。実際に建物が建っている場所ですね。それで見てきました。また、再度出してもらって。そうしたら手前のほうは、大きいところ、広いところはやっぱり資材置場として土砂で、この場所は農業に関してはほとんどもう使われるような状態ではない場所ですので、前後左右、ほとんどがもう住宅の中のぽつんとした場所ですので、問題はないのですけれども、ただこのいわゆる最初の計画の出し方が間違っているということで、再度こういう形でまた出してきたということなのですけれども、図面を見てみますと、何となくそのアパートというか共同住宅につながる場所に対して、そこも住宅用地として今回また出ていますけれども、それに続くのではないのかなというふうに私は思っています。この面積ではそこへ住宅は建てられっこないから、大きなところの端っこをずっと通路として、それを1つの住宅に続くということで住宅用地としてこういう形で出してきたのではないのかなというふうに私は思っております。別段ほかに対しては問題はありません。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号 農地法第3条の申請は、議案書2ページから3ページ記載の7件です。受理した申請書は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

10番。

10番委員 10番です。議案第2号農地法第3条の5番ですが、これについては隣に住んでいるということなのですが、それで申請地の隣に別荘の住宅があって、その続きがその南方が申請地なのです。ということで、何年もここは借りて作っていたような状態で、きれいに管理がされているということで、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第2号、農地法第3条の3番です。この地は、先ほど事務局のほうからもありましたように、広域幹線道路の代替地というような形だそうです。この場所は、ほとんど今きれいに整地されていまして、一部ネギがちらほら作られた状態であったというような場所です。きれいに整地されていますので、農業をするのには非常に適当な場所だと判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第3条の6番です。こちらは現地確認したところ、畑と山のちょうど境目のところでございまして、上は杉山で、申請地の下は梅林になっております。一応草は刈ってあって、細長いところなのですが、上が崖になっていまして、本当に細長く狭いところなのですが、見るところによると梅を植えるということですので、隣と同じように梅原でつながるという形で、特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 12番。

12番委員 12番です。議案第2号 農地法第3条案件の7番です。空き家を農業拠点として利用するという話なのですが、2か所あり、空き家から裏は草が刈

られておりました。耕作はできる状態であります。

また、もう一件は、やっぱり空き家から道南側700から800m入った申請地で、一部は草刈りがしてありました。あともう少しは草が枯れていない状態だったのですけれども、一応問題ないと思われれます。一応様子を見ていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第3条の許可申請の4番です。営農型太陽光発電設備更新時における地上権の設定ということです。実際、ここの2町3反ほどある面積の外周を歩きまして、特に周囲で耕作やられている作業というか畑、田んぼ等に影響があるかということを確認しましたけれども、特段問題もなく、地上権の設定に問題はないと思われれます。審議の参考によろしくお願ひします。

議 長 15番。

15番委員 15番です。議案第2号、農地法第3条の規定による2番の案件です。ここは合計8筆あります。それで、受け人は「〇〇」と読みます。〇〇さん。〇〇の同じ〇〇さんから譲り受けて農業をやるということで、別添の調書もついているのですが、本人〇〇で何をやるのかなというような、ちょっと懐疑的なところも、本人は〇〇を飼っている〇〇さんです。それで、自分ちの田んぼも人に何とかやってもらっているような人が、これだけの8筆、何をやるのかなというのが、まずは懐疑的な感想です。だから、一生懸命やるというのだったらやってくださいということなのですが、お含みおきお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。

議案第2号の1番の案件になります。こちらは〇〇さん、元のこちらの〇〇をされていた方で、年齢は〇〇ですが、いまだに現役で田んぼを一生懸命作っている方です。それ以外にも土地を借りて、かなり手広く農業をされている方ですので、特に問題はないと思えます。審議の参考にお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。1班に1番から3番の3件、2班に4番と5番の2件、3班に6

番と7番の2件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 3月19日に実施されました申請面積1,000平米以上に関わる4条申請1件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでした。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の1件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 議案第3号、農地法第4条の許可申請の1番です。申請の理由として、申請地は相続により取得したが、以前より倉庫、庭の用地として使用していたので、是正して申請したい。始末書を添付しますよということです。それで、実際に現場を確認しまして、まさに住宅地のちょうど間にあるこの倉庫を庭の用地として運用されている土地です。特に周囲、住宅地ですけれども、これに対する影響ということはないかと思いますので、問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。2班に1番の1件を付託します。

次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 3月19日に実施されました申請面積1,000平米以上、営農型太陽光発電用地に関わる第5条申請6件の現地調査結果につきましては、問題とされるような事項は見当たりませんでした。若干〇〇の営農型の申請につきましては、耕作状況に疑義があるというような、そんな状態でございます。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第4号、農地法第5条の申請は、議案書5ページから7ページ記載の14件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

11番。

11番委員 11番です。議案第4号、農地法第5条関係の2番と5番になります。まず、2番ですが、申請地は畑であります。現状は耕作していない土地でありまして、雑草、篠等が生えておりました。今回の申請地の隣に住宅地が2軒ありまして、この住宅地は申請人の宅地でありまして、周辺は太陽光発電設備が進んで、隣接の畑は耕作していないという土地でありました。苦情等農地に与える影響はないと思われまますので、審議の参考としてください。

次に、5番になります。この案件は、19日事前調査で現地確認をしております。20年から30年ほど経過した梅の木、かなりの大木になっておりましたが、梅が植えてある土地です。隣接する畑も申請人の一部の土地であるため、雑草等が生えておりませんでした。周辺には住宅がなく、農地に与える影響はないと思われまますので、審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第4号、農地法第5条関係の3番と9番の2件です。まず、3番ですが、1月、2月と申請が出されたところでありまして。農業を行うため、露天駐車として利用するという話です。

それと、9番です。この申請地は〇〇で〇〇をしており、なお申請地は国道沿

いで搬出入しやすいため、資材置場及び駐車場として利用、特に問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第4号、農地法第5条関係の13番です。この農地は南側には〇〇を挟んで〇〇がありまして、その隣は住宅で囲まれております。西側が道路になっておりまして、宅地とすべき農地というようなところでございまして、特に問題はございませぬ。審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第4号、農地法第5条の関係の7番、8番なのですが、この案件は〇〇より、そこから300mぐらいの〇〇を挟んで、7番が南方、8番が北方に属してあります。それで、7番については、雑草の中、休耕地という土地の中でございまして、8番については北側なのですが、これはもう既に東方には太陽光ができている状態で、双方とも3種ということで、特に問題はないと思ひますので、よろしく審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。4号議案の農地法第5条関係、6番の案件になります。この土地は〇〇の端にありまして、一つそのところが耕作放棄地になっておりまして、そのところへ今度は前に川が流れているのです。〇〇の中を流れてきた。要するに用水が流れて、その隣に家がある。その〇〇さんの住宅の要するにすぐ隣が申請地になってあります。そのところがほとんどもう耕作放棄地という形で、何も作れる状態ではないというようなところで、住宅に囲まれた中の一つであるということで、審議の参考にしていただきたいと思ひます。

以上です。

議 長 6番。

6番委員 6番です。農地法第5条申請の10番になります。この土地は、西側が太陽光になっておりまして、東側は耕作はしているのですが、今は緑地になっているような状態であります。また、転用目的も資材置場用地で、一時転用の2か月ということなので、特に問題ないと思われまます。審議の参考にしてください。以上です。

議 長 ほかにありますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請の 1 1 番とそれから 1 2 番と 1 4 番です。最初に 1 1 番ですけれども、営農型の太陽光発電事業を引き続き更新、申請したいということです。内容につきましては、フキとカボチャを作付予定だということです。先日、実際現場を見たのですけれども、パネルの下の農地が石灰と肥料が施肥してありました。一部耕うんはしてあるのですけれども、フキを作付するというので、既にフキのほかの営農型太陽光の発電設備の下にフキの殻ぐらひはあるのですけれども、ここには全くなくて、きれいに整地されて施肥された状態だけだということです。昨年、本委員会に生産量のみ連絡というか報告ではなくて収益の有無をちゃんとしてくださいよというところで質問指導があったかと思うのですけれども、特に今回これを見ても何か営農にも重点を置いた事業展開というのがあまりなされていないかなというような感じがしました。審議の参考によろしくお願いいたします。

それから、もう一点、1 2 番ですけれども、これは〇〇が駐車場として使っていたのですけれども、駐車場の一時転用が 3 年ということで、その隣の土地を借りたいということで申請している経緯があります。これについては、隣が駐車場になるわけですけれども、周囲の畑に対する影響というのはないかと思えますので、これも審議の参考にしていただければと思います。

それから、1 4 番ですけれども、1 4 番は住宅地の中に駐車場と作業エリアが建っている状態の場所です。内容は、譲渡人は相続したのですけれども、受け人に駐車場を資材置場として貸与していたのですけれども、売買に当たり未転用が判明して、始末書を添付して是正したく申請をしたいという内容でした。よく見たのですけれども、特段全く周囲に対する影響もないかと思えますので、問題はないと思えます。審議の参考になれば、よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 なし。

1 7 番委員 なければ、1 7 番から。

議案第 4 号、農地法第 5 条の 1 番と 4 番になります。1 番はこちらの申請のとおりでありまして、かなり傾斜のある法面でありまして、実際にはこれは畑としては使いづらい土地でありますので、管理用地ということで仕方ないと思えます。

4番に関しましては、こちらは周辺は宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第4号について、審査班に審査を付託したいと思います。1班に1番から5番の5件、2班に11番から14番の4件、3班に6番から10番の5件、以上合計14件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:06)

(書類審査)

(再開午後 2:34)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第5条関係の計画変更(保留)1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号1番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号1番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 ○○の○○と申します。よろしく願いいたします。このたびは、私の不注意により転用目的と違う形で土地のほうを使用してしまうことになりましたことを大変申し訳なく、恥ずかしく思っております。誠に申し訳ありませんでした。続いて、経緯をご説明させていただきます。今回の土地は、令和5年に旧所有者さんのほうから何とか処分をしたいというお話がございまして、いろいろと力を尽くして売主さんのほうもいろんな業者さんに声もかけて処分しようという努力を何年かかけてされたらしいのですけれども、結局こういう形で使うこともできなかったということで、最終的にうちのほうにお話がございまして、たまたまうちのほうで、我々の仕事は○○であるとか○○であるとかという仕事になるのですけれども、その中で資材置場、重機であるとか砕石であるとか、そういったものを置くスペースを探していたこともございまして、あちらの農地を、では資材置場として使わせていただきたいということでお返事をさせていただきました。

今回の土地の売主さんは、昭和55年に宅地として農地転用を受けていた土地だったものですから、ずっと45年間、やっぱり固定資産税を払ってきているのはかなり負担が重いということで、そんな事情もございまして、我々とお客様の利害が一致したといえますか、そういった形でこちらのほうも非常に資材置場として使えるなということで喜んでおりました。令和6年の1月に当社のほうに所有権が移りまして、それからずっと資材置場として使っていたのですが、あそこの土地の目の前が〇〇さんの駐車場になっておりまして、〇〇さんの新入社員さんのアパートとか、うちのほうで常にご紹介させていただいていたものですから、〇〇さん、あそこへ土地があるのだったら、そこへアパートを建てないかいというお話がございました。借りるか借りないかは分からないけれども、大きい会社だからごめんねというお話もありまして、〇〇さんが使ってくださらなくても、何とか利便性のいいところなので、あそこであればアパートを建てられるかなと、そのときは思って話を始めたのですが、当然当初その1年半前、令和6年の当社が購入する際に、アパートの計画があればそのまま宅地の計画変更で取得すればよかったのですが、そのときはアパートを建てるというそのリスクを取る商売が非常に怖かったものですから、全くアパートを建てる、建物を建てる、そんなことは全く考えずに資材置場として購入したような経緯がございまして。

その後、〇〇さんの総務のほうからそういうお話をいただいて、〇〇さんは新入社員、女性の方のアパートは〇〇のほうで探して、毎年四、五名の方を受け入れているらしいのですが、ではそこまでおっしゃっていただくのなら建てますよということで、今から思えば当然そのときに農転の許可要件を確認すればよかったのですが、何せ小さい会社ですから、全て私自身が判断して、何するにもゴーを出している中で、今までは建物を建てたりしても全部建物用地として農転を許可していただきましたので、資材置場として許可していただいたのが初めての状況でした。ですので、そこを確認しなければいけないということが全て頭から抜けておりまして、今から思えば本当に恥ずかしいことではあるのですが、令和7年、去年の10月に建築確認申請がおりまして、そこから建築を始めてしまいました。

それで、当社のほうは〇〇をメインでやらせていただいておりますので、この3月の農業委員会さんのほうに出ささせていただきました〇〇で数十年無断転用していた件があるのですが、私たちはそういうのをどちらかというとは

正して、きっちりしていきたいという思いは常にあったのですけれども、つい自分のところがそれが抜けてしまって、本来であればお客様に対していやいやちゃんとしなさいといけませんよ、5条でやりましょう、4条でやりましょうという形で説明するのが我々の本来の仕事で、それで喜んでいただいて20年以上商売をさせていただいたという思いがあるのですけれども、本当に自分のところが一番抜けてしまったということで、それでその後建ててしまって、その後登記をしようとしたときに、これ資材置場で通っているよというお話になって、ではもうすぐに農業委員会さんのほうに、どうすればいいかということで申請を出させていただいたような次第です。

ですので、最初からアパートを建てようと思って取得したのであるとか、このまま黙ってやり過ぎようかという気は全くなくきたのですけれども、確かに20年以上やってきた商売で自分がミスをしてしまったというのは、非常に皆さんにもご迷惑をおかけしましたし、不快な思いもさせたかと思っています。非常に申し訳ないという気持ちだけはお伝えしたいなど。今後に関しては、今まで行政書士であるとか税理士であるとか弁護士であるとか司法書士であるとか、そういった方々と個別に何か事例が起こるたびにアドバイスをいただいて仕事をしてきたのですけれども、私一人でもう判断するという仕組みをなくして、社内のほうで稟議を回して、その後、弁護士先生なんかにも顧問弁護士になっていただきましたので、そういった先生のほうに全てチェックリスクを回して、それから一つ一つの事業をやっていこうというふうに考えております。本当にこのたびは誠に申し訳ございませんでした。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。今回の事案が過失であったということですね、もともとは。

1番申請者 はい。

9番委員 そうすると、許可されていないまま賃貸住宅の建設に着手してしまったということになるのですが、法をないがしろにしたというのは事実なので、重く受け止めていただきたいと思います。二度とこのようなことがないというふうに約束をさせていただいて、お願いいたします。

1番申請者 確かに最初に一度あるだけでもまずいのですけれども、2度目は確実にないように、一番自分が悲しい思いをしておりますので、そういったことのないよう

にいたします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。今日のご苦労さまです。それで、私、審査書類の一応審査する班になっているのです。ちょっと気がついたことを二、三言わせてもらいます。まず、〇〇ということで、これは世間でいういわゆる独占資格ですよ。

1番申請者 そうです。

15番委員 これがないと仕事ができない。それだけの資格ですよ。〇〇。大変重い資格だと思うのです。そのことをよく重々自覚されて業務していただきたいと思

います。  
それと、あと始末書についてちょっと注文をつけたいのですけれども、世間でいう始末書はいろいろあるのでしょうけれども、私もサラリーマンが長かったので、三十何年間のうちに始末書を何枚も書いてきました。それで、釈迦に説法ですけれども、始末書を書く目的というのがあるわけです。要するに事実関係の確認、反省と謝罪の表明、再発防止の制約、意識改革、従業員がおられると思うのですけれども。それとあと証拠の保存です。これを書くのが始末書の目的です。それとあと、始末書の構成要素、もちろん宛先、作成年月日、所属氏名、押印は必要です。それから、また繰り返しますが、謝罪です。あと事実と原因、これをちゃんと書くべきです。反省も書くべき。あと対応状況です。あと再発防止策、社内で今後どうしていくのかという防止策を具体的に書いてもらいたいと思います。今、実際説明してきたこと、それを文書にすれば、それはイコール始末書になるような気がしますけれども、文書にこの農業委員会のこの書類の中に残してもらいたいと思うのです。それが要望です。

議長 どうしますか。

1番申請者 私のほうで、はい。

議長 提出されますか。

1番申請者 します。

議長 分かりました。

15番委員 それと、やはり日本の土地の行政の在り方も一つ私はおかしいところがいっぱいあると思うのですけれども、それを言ってもしょうがないので、行政側も例えば建築確認申請のときに、この土地はどういうところかというのは、行政側もやっぱりチェックすべきかなと思っていて、それとあと、建築をスタートさ

せるときの建築、要するに住宅メーカーに依頼されたわけですよ。大きな、言い方は悪いかもしれないのですけれども、大きな住宅の専門メーカーですと法務部というのがありまして、ここでいろいろ法律的なところはチェックした上で建築はスタートするのが今の日本の住宅メーカーの在り方なののですけれども、それもちょっとチェックができなかったなという感じはしないでもないです。

1 番申請者 そこは僕のほうで気をつければよかったことなので。

1 5 番委員 あと、いずれにしてもこれ〇〇、これは独占資格なのでCPD、要するに継続教育をやってもらいたいと思います。世の中はいろいろ独占資格持っている人いますけれども、講習会とか年に1回あると思うのですけれども、有資格者の。これを必ず受けてもらいたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに。

4 番。

4 番委員 ご苦労さまです。大体のことはほかの委員さんが言われたのですけれども、ちょっと目についたところだけ一つ。建築に当たっての問題だから、私たちが何だかんだ言うようなことではないと思うのですけれども、今日確認した中において、この法制度の中における、いわゆる申請地につながっていくところがこの〇〇の駐車場のほうから見てずうっと東側にこれが今回されている中ですがけれども、道路で恐らくこれ行くと思うのですけれども、そこを今回の住宅としての登録になると思うのですけれども、確認した中、今日ちょっとそこに土砂が山にだあっとこういうふうに埋まっているのですよね。

1 番申請者 そうです、はい。

4 番委員 ですから、それをこの下に住宅あります。少し引っ込めて、なるべく土砂がこっちへ入れ。ここは住宅がちょっと一歩下がった場所になりますよね。

1 番申請者 そうですね。

4 番委員 低くなっている。それをなるべくこっちへ、迷惑にならないように置いていたきたいなということです。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

3 番。

3 番委員 3 番です。私は農業委員をやっていますが、ほかの目的集団からもこちらへ来ている関係で、ちょっとお話ししたいのですけれども、この地目が田になって

いまして、〇〇のほうでこの受益者だということ、田については転用する場合は転用決済金というルールもありまして、それ例規集を今、うちのほうで調査していますので、それで受益者とするので転用決済金をお願いすることになりますので、よろしくお願ひします。

1 番申請者 はい。

3 番委員 それと、あと先ほど4番の方から話がありましたように、〇〇の駐車場のほうへ仮に排水を出す場合には。

1 番申請者 排水が農業用水なものですから。

3 番委員 農業用水なので、私のほうで総代会で決定した用水に入れる場合の許可料金が決まっています、それも仮にこの用水に入れる場合は、うちのほうの許可を取っていただいて、その料金をいただくことになりますので、それも承知していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

1 番申請者 分かりました。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

1 7 番委員 なければ、17番から。

どうも今日のご苦勞さまで。ちょっと確認なのですけれども、先月説明に来ていただいた方に質問したところ、これ申請が出ているのが2月ですよね、計画変更が。

1 番申請者 はい、そうです。

1 7 番委員 まだそのときには建物が完成していなくて、工事をしている途中だったのですけれども。この違反転用状態ということが分かっているのにもかかわらず工事を進行させているという旨の、説明に来た日は、今日は何かたまたま工事はしていませんけれどもというような説明だったのですが、その辺の事実関係はいかがでしょうか。

1 番申請者 実は、あの後、当人が全くしゃべれない状態になってしまひまして、全く本人とは話せていないのですけれども、出した時点では工事のほうはもう終わっていたという認識をしています。

1 7 番委員 いや、エアコン工事とか内装工事。

1 番申請者 そうですね、エアコンとかはやっていましたけれども。

1 7 番委員 だから、それも含めて。

1 番申請者 そうすればやっていました。

17番委員 そうすると、違反転用状態を改善しようとする申請を出しているにもかかわらず、違反状態の工事を継続、〇〇さんはしたということになるのですけれども、違いますか。事実認識としては。

1番申請者 そうおっしゃられればそうかもしれません。

17番委員 そういうことでよろしいですか。となると、先ほどから15番委員が言っていたような始末書についての誠意が全く感じられないという、言っていることとやっていることが違うのではないかと。違反転用してすみませんと言いながら、片方では工事を進行させて、違反状態なのにもかかわらず。本来であれば、工事はその時点で、違反転用が分かった時点でストップさせるべきというかストップさせなければいけないということぐらいは、そちらさんは〇〇さんで、一般の市民さんではないので、そのぐらいのことは十分分かっていることだと思うのですが、その辺のご認識はいかがですか。

1番申請者 おっしゃられれば本当にそのとおりだと思います。ただ、私の認識が甘かったのだと思います。もう工事がもうすぐで終わるからという、建築屋さんのほうから言われていたものですから、いいよとも悪いよとも言わず、確かに止めなかったのは事実です。

17番委員 事実確認はそれでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

1番申請者 ありがとうございます。失礼いたします。

(議案第1号1番案件申請者退出)

議長 続いて、議案第2号、農地法第3条関係の4番及び関連する議案第4号、農地法第5条関係の11番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第3条関係の4番及び関連する議案第4号、農地法第5条関係、11番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第2号、農地法第3条関係の4番及び関連する議案第4号、農地法第5条関係の11番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、自己紹介をしていただいてから申請の内容の説明をお願いいたします。

4番ほか申請者 皆さん、お世話になります。〇〇、〇〇と申します。本日は〇〇が営農しております安中〇〇、〇〇の更新のほうで説明させていただくということで、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。また、去年の指摘事項も踏まえて改善した点もございますので、この後、報告させていただきます。よろしく願いいたします。

4番ほか申請者 続きまして、私は、〇〇で野菜のほうを担当、安中エリアの担当をしております〇〇と申します。よろしく願いいたします。

4番ほか申請者 お世話になっております。〇〇の〇〇と申します。本日はよろしく願いいたします。

4番ほか申請者 まず、私のほうから、農地法第3条と第5条の規定の許可申請のほうのご説明をさせていただきます。

まず、農地法第3条第1項、こちら地上権の設定及び農地法第5条第1項、こちら賃貸借権を設定いたしたくご説明をさせていただきます。まず、農地法第3条です。こちらの被設定人は、〇〇、〇〇。設定人は〇〇ほか7名です。契約の内容は、その他の地上権の設定です。許可を得ようとする土地の表示は、安中市〇〇、地目は畑、面積は828平米ほか27筆です。こちらの合計が2万3,195平米、うち田んぼが9,192平米、畑が1万4,003平米となっております。

続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請のほうをご説明させていただきます。こちらの被設定人は、〇〇、〇〇。設定人は〇〇ほか7名です。こちらの転用の目的は営農型太陽光発電用地、一時転用です。契約の内容は賃貸借で、権利の設定時期は令和8年4月16日から令和11年4月15日までの3年間で、土地の所在は安中市〇〇、地目は畑、面積は828平米のうち2,68平米ほか27筆です。こちらの合計は2万3,195平米、うち田んぼが9,129平米のうち55,42平米、畑が1万4,003平米のうち63,37平米となっております。

続きまして、転用事由の紹介です。被設定人は現在、該当土地にて関係会社の〇〇と協力し、ソーラーパネル化営農を実施しております。その該当土地での太陽光発電事業及び電力売電事業を継続したいため、一時転用の申請を提出いたします。設定人、私は〇〇の要望をかなえたいため申請いたします。

続きまして、転用目的に係る事業または施設の概要ですが、記載のとおりとさせていただきます。

最後に、転用を有することによって生ずる付近の農地、作物などの被害、防除施設の概要です。申請土地の周辺はほかの耕作者の農地となっております。風の影響を確認してから防除を行うなど、ほかの農作物に影響を及ぼさないよう注意して営農を行っていきます。

私のほうからは以上で、現在の営農状況のほうにつきましては、〇〇の〇〇のほうからご説明をさせていただきます。

4番ほか申請者 〇〇のほうから、〇〇で栽培しています2品目について状況のほうを説明させていただきます。

まず、カボチャになります。カボチャが今圃場、土作りのほうをしまして、石灰、堆肥のほうを散布したところになります。今週に耕うんをかけて、この後、マルチングのほうを行いまして、5月に定置、定植していくような形になります。そのときになのですけれども、ちょっと提案が1件ありまして、写真で用意させていただいたのですけれども、マルチの両片に防草シートのほうを敷かせていただいて、こちらちょっと〇〇のほうで試験的にもやらさせていただきます、よい結果が出ていますので、安中市のほうでもぜひやらせていただきたい報告させていただきます。

実際、作業の軽減化とカボチャの栽培時に発生する防除だったり草退治、除草、こちらの軽減と、あと実際にカボチャの品質も上げることができましたので、こちらをぜひ検討していただければと思います。

次に、フキの現状報告になります。フキがこちら写真に定植の写真があるかと思えます。4月の16から18日にかけて、実際10a当たり6,000本、約3万5,000本くらいの株を植えたところ、少量になってしまうのですが、収穫は行えました。その後、畑の渴きだったりにやられてしまったのか、まだほとんどのものが出ていなくて、今ようやく芽吹いたフキノトウが少し見えてきて、こちら今年もちょっと成績が悪いようでしたら、作物変更のほうも検討していますので、農業委員会さんのほうからのご指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、去年度ご審議いただいた獣害対策についての説明になります。電柵のほうですが、圃場の回り、鹿やイノシシなどがいる状況が確認できたので、設置しました。なのですが、実際にしたにもかかわらず、ちょっとそれを越えてしまって、中に足跡だったりの痕跡も確認したので、さらに改善を努めていきたいところでもあります。

以上になります。

議長 申請者の説明が終わりました。  
質問のある方はお願いします。

13番。

13番委員 今日には本当にお忙しい中、ご苦労さまでございます。現地のほうをちょっと確認させていただいたのですけれども、この写真を頂いているのですけれども、本当にフキノトウが二、三本出ているだけで、なかなかフキを作っていたような形跡がちょっと見えないというか、そういうことなのですけれども、今後、確かにフキは日陰だとかあるいは反日陰を好む部分で、太陽光の下というのは非常にいいかなとは思っているのですけれども、田んぼというのが問題であって、特に土壌が締まるのですね、田んぼは。だから、そういうようなところを含めて、今後どのような形で、フキは特に地下茎で伸びますので、下が団粒構造、ある程度ふかふかでなっていないと根が張れないのです。だから、そういう状況が全然皆無のような気がしたので、今後どのような対策でフキを栽培していくのか。私もまだ素人なので分からないのですけれども、自分でも田んぼで下仁田ネギを栽培しているのです。田んぼというのは確かにきめが細かくていい土なので、物はいい物ができるのです。ネギなんかも水管理が難しいのですけれども、できれば締まった柔らかくない物ができるのです。だから、ネギは本当に昔から古い人は田んぼに作れというぐらいのところもあるのですけれども、フキもそういうところでは反日陰でいいのかなとは思っています。その土壌作りとかその辺を含めて今後どのように考えているのか。今の現状のままだとちょっと根がはびこれないのではないかなという感じがしているのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

4番ほか申請者 そうですね、フキを継続させていただけるということであれば、腐葉土のほうを敷くのと、さらにサブソイラーという四、五十cm、爪ですね、爪の部分をトラクターにつけて起こすものがあるのですけれども、それでその層を一回破壊しまして、腐葉土を入れて耕うんして、フキに合った土作りのほうをしていきたいとは思っております。

議長 13番。

13番委員 私も同じようなことをやっているのです、実は。田んぼなので、サブソイラーを入れて、それからあと緑肥なんかもセスバニアという種類があって、すごく60cmぐらい下へ伸びるのです。だから、耕盤層を破って水はけがよくなる。

田んぼを作る人だとタブーなのですけれども、私は田んぼを畑として利用しているので、そういうようなところを今、去年植えて、今年そこにネギを作るのですけれども、どんなものができるかちょっと今期待しているのですけれども、特に水はけです。田んぼは水もあるのですけれども、フキも同じなのです。たまった水になってしまうともう地下茎が張れないので、団粒構造で水分は多いながらも水はけがよいという、こういう条件でないと難しいと思うので、その辺も含めてちょっとやっていただければいいなど。腐葉土を入れたり堆肥を入れるというのは非常に団粒構造としては細菌も増えてぶかぶかする。ただ、そこで先ほど言った獣害対策なんかも、下にそういう土になっているとミミズなんか出てくるので、今度はイノシシに掘られるというケースも出てくるので、その辺の獣害対策と土壌作り、作物は何でも、私もまだ駆け出しで素人の部分があるのですけれども、土壌がもう全てなので、その辺を特に地下茎で延びるフキなんかに対してはてきめんだと思いますので、ぜひ気をつけてちょっとやっていただければ、かなりいいのかなど。あとは水はけをちょっと考えてもらうとさらによくなると思いますので、ぜひその辺のところを注意していただければありがたい。

4番ほか申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。今日はどうもご苦労さまです。ちょっと伺いたいのですけれども、フキなのですけれども、これはこの写真は3月25日、今日撮ってきたの。

4番ほか申請者 今朝です。

15番委員 今朝。では、まだフキの苗は植えていないということ。これは植えた状態なのですか。

4番ほか申請者 去年度植えて、現状がこれです。

15番委員 現状がこれ、ちょぼちょぼ。何かあんまり成育していない状況。もう一度植え直すわけですか、そうすると。これこのままで夏までやっても、大してフキは収穫できないですよ、これでは。どうされるのでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

4番ほか申請者 現状、安中〇〇の圃場は、ほかの地区、安中の地区においても、2月にフキトウが出るところが多いかと思うのですけれども、例年あそこの場所につきましては、太陽光のパネルがあるということと、あとはそこの水はけの問題

とかもありまして、実際フキの芽が出るのが3月の下旬ぐらいというところになっております。それが去年、今年という形では、3月の下旬ぐらいに今日ここに来る前に写真を撮ってきた状況がお手元に配付させていただいた資料でございますが、これから出てくるというものも多くあるというところで、出が遅い地域、その場所に地形上、またあと太陽光のパネルの関係で、地熱が低いというところになっているかと推測されているところがございますので、この後また出てくるというところも多いかと思っておりますので、そこをまた確認しながら今後の農業、そこの耕作に当たっていきたいと思っております。

議 長 15番。

15番委員 それと、昨年ちょっと伺ったのですが、年度末に収穫量、令和7年の収穫量を報告するという事だったのですが、フキとカボチャは収穫量はどうかだったのですか。

議 長 はい、どうぞ。

4番ほか申請者 令和7年度2月末の収量報告では、カボチャが反650kg、10a当たり650kg、フキも650kgと報告をさせていただいております。  
パーセンテージは地域の平均的な反収の割合から、カボチャは約56%、フキのほうは37%という数字となっております。

議 長 15番。

15番委員 いずれにしても、ちょっとあれですね、目標からすると。目標は80%でないとうまくないのですかね。

4番ほか申請者 そうです。

15番委員 ちょっと程遠いような気がするのですけれども、それで農業新聞なんかを見ると、日本の営農型太陽光の下で作っている作物、要するに基準反収満たしていないのが25%ぐらいあるということなので、そこに入ってしまうのかなど。今後、国としても、農水省ですか、いろいろ仕組みを法令を変えていくという新聞報道もありましたけれども、でも基本的にはこれどうしても基準反収をクリアしないと農業委員会としてもこれはまずいのです。まずいまずいで何年間来ましたか。だから、何が問題なのか、もう一度ちょっと整理してもらいたいと思うのです。このままで、カボチャはちょっと可能性はあるかもしれないけれども、フキに関しては全く絶望的ですよ、37%。どうされるつもりかちょっと伺いたい。

議 長 はい、どうぞ。

4番ほか申請者 先ほど〇〇の〇〇のほうから説明させていただきましたとおり、今年のフキの成育状況、収量を見まして、8割要件にはるか及ばない場合につきましては、作物変更のほうを申請させていただきました、フキを諦めまして、カボチャのほうに作物を変更して作付のほうを次期から行っていきたいというように考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 15番委員、よろしいですか。

15番委員 はい。

議長 2番。

2番委員 2番です。今日のご苦労さまです。先ほどイノシシですとか鹿ですとか、その辺の対策をやるのに電柵回していますよね。私も実際確認しているのですが、電柵の高さが実際このくらいなのです。そうすると、ウリボウが引っかかるぐらいで、その親はもうみんな中へ入ってしまうような気がするのです。それなものですから、少なくともあそこら辺にいる鹿は1mぐらいは普通に田んぼの中へ入ってしまうものですから、少なくともその近くの高さの電柵は必要かなというふうに考えますので、ちょっと鳥獣対策というふうにおっしゃるのでしたら、その辺の対策ももうちょっと強固にやっていただければというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。

4番ほか申請者 電柵ですと限界があるというようなご指摘、ありがとうございます。私もそういうふうに今回思いまして、今はやりのテープ、これ各地域によって色は同じだと思うのですが、下にブルーのテープです。鹿のほうにつきましては、2mぐらいのところまでピンクのリボン、テープ、そちらのほうを営農型太陽光の架台の部分、今回転用いただきます柱の部分にですね。

2番委員 架台ですね。

4番ほか申請者 ええ。そこに回してやっているというふうな取組をし始めたところがございます。だから、鹿については、おっしゃるとおり本当に上へぴょんと越えてすぐ入られてしまいますので、そういう対策も行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

4 番申請者 どうもお世話になりました。

(議案第 2 号、農地法第 3 条関係の 4 番及び関連する議案第 4 号、農地法第 5 条関係の 1 1 番案件申請者退出)

議 長 それでは、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 1 5)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 1 7)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

3 班。

3 班班長 9 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 5 条関係の事業計画変更(保留分)の 1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手多数。

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 1 番です。1 班に付託されました議案第 2 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、4番、5番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。なお、〇〇の4番の件につきましては、栽培状況の勘案を踏まえて、許可年数を1年といたすことで決定しました。

議 長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第2号、農地法第3条関係は、6番から7番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。  
これより議案第2号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。  
次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第3号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地法転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第4号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第4号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第4号、農地法第5条関係は、11番から14番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。なお、〇〇の11番につきましては、栽培状況を勘案して許可年数を1年といたします。

議長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第4号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の

報告のとおり決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画（案）について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書8ページ記載の1、中間管理権設定関係記載の1番から47番及び議案書9ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1番から9番記載の計56件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたら願います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

次に、日程第8、議案第6号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業委員会職員の任免について。令和8年4月1日付け、安中市職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき同意を求めます。

令和8年3月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

職員の任免につきましてご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたら願います。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和8年第3回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 3時31分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和8年3月25日

安中市農業委員会会長

5番委員

12番委員